

小規模埋め立て事業許可申請を行う前に

小規模埋め立て事業許可申請を行う前に、以下の内容について確認してください。

1 他法令での規制は適用されるか

埋立て行為等に関してこの条例以外の法令での規制があるものは、それぞれの法令の適用を受けることになります。

主な法令確認事項

- ・農地については、農地法による農地転用（一時転用を含む）の手続きが必要なほか、農業振興地域でないか袖ヶ浦市農林振興課に確認してください。
- ・山林については、地域及び面積により許可届出等が異なるため、千葉県中部林業事務所に確認してください。
- ・1,000㎡以上の一時たい積事業は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要です。君津地域振興事務所に確認してください。

2 隣地との境界は定まっているか

埋立て行為を行う場合、埋立てを行う土地と隣接地との境界を確定してください。特に山林は公図が複雑な箇所が多いため十分留意してください。

3 埋蔵文化財の確認は行ったか

小規模埋め立て事業区域について「埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱」について、袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課に照会してください。埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請になります。

4 道路・水路は機能するか

小規模埋め立て事業区域に道水路（赤道、青道）がある場合は、機能の状況や埋めるための措置について、袖ヶ浦市土木管理課と協議してください。

5 搬入経路の協議は行ったか

大型車で事業区域まで土砂等を搬入する場合、市道及び赤道については袖ヶ浦市土木管理課、農道については袖ヶ浦市農林振興課とそれぞれの道路使用の協議をしてください。

6 地元への説明は行ったか

住民の環境意識は高まっています。小規模埋め立て事業をスムーズに行うためにも、事業区域の自治会等へ説明を行ってください。